

## 三木市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により締結（公告）された、賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和7年2月20日

三木市農業委員会

田（水稻）

（金額は10a 当たり(円)/年）

| 締結（公告）<br>された地域名 | 賃 貸 借    |          |          |      | 使用貸借<br>(物納含む) |
|------------------|----------|----------|----------|------|----------------|
|                  | 平均額      | 最高額      | 最低額      | データ数 | データ数           |
| 三木・久留美           | 13,600 円 | 15,000 円 | 5,000 円  | 7    | 28             |
| 別 所              | 9,800 円  | 10,000 円 | 9,300 円  | 25   | 35             |
| 志 染              | 7,400 円  | 10,000 円 | 4,000 円  | 8    | 33             |
| 細 川              | 10,500 円 | 14,500 円 | 10,000 円 | 41   | 34             |
| 口吉川              | 10,800 円 | 17,000 円 | 8,200 円  | 30   | 45             |
| 吉 川              | 10,500 円 | 16,000 円 | 8,000 円  | 39   | 9              |

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 使用貸借（無償：0 円）と物納（米など）は、データ数のみ表記しています。

※ 賃借料情報は、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものは除いています。

※ 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。